

令和８年度 国民健康保険料決定通知書送付に伴う Q & A

新潟市福祉部保険年金課

この回答集は、昨年度までに国民健康保険に加入の皆さまから寄せられた「ご質問」をもとに、令和８年度の国民健康保険料決定通知書の送付に合わせ「一般的なご質問」に対する「ご回答」として作成しました。

なお、個別の皆さまの保険料額のお問合せは、お住まいの区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）保険料担当へご照会ください。

【保険料額・率】

- Q 1 保険料は、どのように計算されているのでしょうか？・・・・・・・・・・・・・ 1
- Q 2 医療分とは何ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- Q 3 支援分とは何ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- Q 4 介護分とは何ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- Q 5 子ども分とは何ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- Q 6 自分の収入は昨年と一昨年であまり変わらないのですが、保険料が上がったのはなぜですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- Q 7 1期あたりの保険料が高くなったのはなぜですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

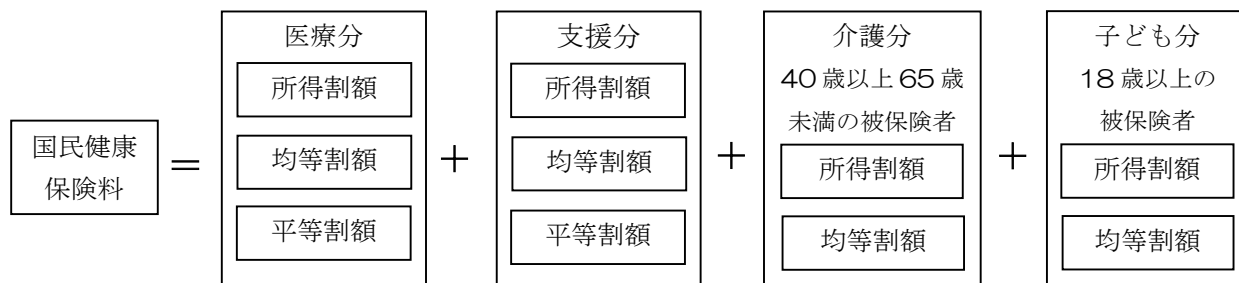
【保険料の支払い】

- Q 8 なぜ世帯主が納付義務者なのですか？なぜ保険料の算定は世帯単位で計算するのですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- Q 9 既に世帯全員が国保脱退しているのに、決定通知書が届きました。国保に加入していないのに、保険料を支払わなければならないのですか？・・・・・・・・ 3
- Q10 私や家族は介護サービスを受けておらず、「介護分」を支払いたくないのですが？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- Q11 保険料を支払わない滞納者がいると聞きましたが、何か対応をしているのですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

保険料額・率

Q 1 保険料は、どのように計算されているのでしょうか？

新潟市国民健康保険の被保険者の保険料は、世帯を単位として「医療分」「支援分」「介護分」「子ども分」の区分ごとに計算され、その合算額が年間保険料となります。



Q 2 医療分とは何ですか？

被保険者(加入者)に係る「療養給付費」「高額療養費」などの医療給付費等の経費をいいます。

Q 3 支援分とは何ですか？

平成20年度に、75歳以上の高齢者の方等を対象とする『後期高齢者医療制度』が創設されました。

『後期高齢者医療制度』では、必要となる医療給付費のうち自己負担を除いた額の5割を公費で、1割を後期高齢者医療制度被保険者(加入者)が負担する保険料で、残り4割を各医療保険からの「後期高齢者支援金」で賄う仕組みとなっており、これを支援分としています。

国から諸係数が示され、それを基に社会保険診療報酬支払基金に拠出するものです。

Q 4 介護分とは何ですか？

介護保険制度の費用の一部に充てるため、社会保険診療報酬支払基金に拠出する介護納付金(※)の額です。

介護保険は、40歳以上のすべての方が加入し、保険料を負担する仕組みとなっていますが介護サービスへの需要と、それに対する供給量は加齢に伴って増加するため、40歳から64歳までの方と65歳以上の方では大きく差があることから、保険料の算定方法や徴収方法が異なります。

※ 介護納付金 … 40歳から64歳までの被保険者が負担するもので、後期高齢者支援金と同様に、国から諸係数が示され、社会保険診療報酬支払基金に対して拠出します。

Q 5 子ども分とは何ですか？

少子化対策（「こども未来戦略・加速化プラン」）の財源を確保するために、令和8年4月から導入された新しい徴収金で、児童手当など法律で定めたこども・子育て世帯向けの給付のみに充てられます。

子育て世帯だけでなく、独身者や高齢者を含む全世代から子ども・子育て支援金を負担いただきます。

国全体で集める支援金の総額をもとに各市町村が負担すべき「拠出金」の額が割り振られ、それを賄えるよう保険料を算定しています。

18歳未満被保険者の均等割額については全額軽減され、その軽減に要する費用は18歳以上被保険者均等割として18歳以上の被保険者が負担します。

子ども・子育て支援金制度についての詳細は、こども家庭庁のホームページをご覧ください。

こども家庭庁 HP>ホーム>政策>子ども・子育て支援金制度について

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>

子ども・子育て支援金制度コールセンター

◎電話番号 0120-303-272

◎受付時間 9時から18時（日曜、祝日を除く）

Q 6 自分の収入は昨年と一昨年であまり変わらないのですが、保険料が上がったのはなぜですか？

① 特別な所得が発生した場合

給与や年金の額は変わっていないものの、株式等の配当所得や譲渡所得等が発生したことにより、所得額が増額となり、結果として保険料額が増加している場合があります。

※特定口座における株式等譲渡所得および上場株式等の配当所得について

所得税及び市県民税に関して源泉分離課税を選択した場合は、原則、確定申告が不要となり（申告不要制度）、その所得額は国民健康保険料の算定対象に含まれません。

しかし、損益通算や繰越控除等の適用を受けるなどの理由で確定申告をした場合は、その所得額が保険料の算定対象に含まれます。

上場株式等に係る配当所得や譲渡所得については、令和4年度の税制改正により、令和6年度（令和5年分所得）以降、所得税と市県民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。

この選択により、保険料の額が大きく異なる場合がありますが、最終的には、申告による影響などを考慮の上、ご自身で判断していただくことになります。

② 所得不明により法定軽減が適用されていない場合

昨年度は所得が少ないため、均等割及び平等割額が法定軽減により7割・5割・2割減額となっていたものが、今年度、この減額の対象になっていないため、保険料額が上がる場合があります。

法定軽減の対象となるかどうかは、所得の額により判定しており、税金の申告をしていない等の理由により、所得が不明な場合は、法定軽減を適用しない金額でご通知しています。

所得が不明な方には収入申告書を既にお送りしていますので、早急に申告をお願いします。（申告した結果、基準所得以下であれば、後日、法定軽減が適用されることになります。）

Q 7 1期あたりの保険料が高くなったのはなぜですか？

令和7年中の所得が令和6年中の所得より多い場合や、被保険者数が増えた場合は、保険料額が高くなる場合があります。

保険料の支払い

Q 8 なぜ世帯主が納付義務者なのですか？ なぜ保険料の算定は世帯単位で計算するのですか？

国民健康保険制度では、保険料を世帯単位で計算し、その納付義務は世帯主が負うことが法律及び条例で規定されています。

これは、健康保険制度など被用者保険制度と異なり、被扶養者の制度がなく、保険料の負担

能力、事務能力などのない未成年などについても被保険者としているため、保険料の納付義務を「主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上みとめられる者」である世帯主に課しているものです。

このため、各世帯の保険料額は、加入者の前年中の所得をもとに世帯単位で計算し世帯主あてに通知しているものです。

Q 9 既に世帯全員が国保脱退しているのに、決定通知書が届きました。国保に加入していないのに、保険料を支払わなければならないのですか？

既に世帯脱退済みでも、令和8年4月から6月までの間に国保に加入していた場合（各月の月末時点で国保に加入している世帯）は、決定通知書を送付しますので、期限までに納付をお願いします。

保険料は年度ごとに算定されますので、年度の途中で国保に加入や脱退した場合には、年間保険料を月割りで計算した分を納めていただきます。

5月から6月までの間に世帯で国民健康保険を脱退した場合、7月に前年中の所得に基づく年間保険料を確定し、その上で脱退による月割額を算定し、7月（第1期）で納付していただくことになります。

2～3か月分の保険料を1回で納付する場合がありますので、納付が困難である場合はお住まいの区の保険料担当までご相談ください。

Q10 私や家族は介護サービスを受けておらず、「介護分」を支払いたくないのですが？

介護保険制度は、高齢者の介護に係る負担を、社会全体で支えるという考え方で創設されました。

制度上、40歳から64歳までの介護保険法に定める第2号被保険者については、現在、「介護サービスを受けている」と「受けていない」にかかわらず、加入する医療保険の保険料の一部として、介護保険制度の運営に係る費用の一部を負担することとなっておりますのでご理解ください。

なお、国民健康保険では、医療給付に充てる「医療分」と、後期高齢者医療に係る医療費を支援するための「支援分」、介護保険の給付の一部を負担する「介護分」、子どもや子育て世帯を社会全体で支援するための「子ども分」の4つの保険料を合算して国民健康保険料として一体的に納付いただいており、これらのうちのどれかを選択して納付することはできません。

Q11 保険料を支払わない滞納者がいると聞きましたが、何か対応をしているのですか？

納期限を経過してもなお、納付の確認できない方には、督促状を送付して再度、納付をお願いします。

督促状送付後も、納付が確認できない方については、電話や文書、ショートメールによる納付のお知らせを行います。（民間委託：保険料納付お知らせセンター）

その後も、納付が確認できない方については、催告書の送付や財産調査等を行い、十分な負担能力があると認められるにもかかわらず、保険料の滞納を続けている方には、法律に基づく滞納処分として、預貯金、給与、不動産等の財産の差押えを行う場合があります。